

この規定をよくお読みいただいたうえで、ETCカードをご利用ください。

#### 第1条(本カードの発行)

- (1) ポケットカード株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社の発行するクレジットカードの会員規約(以下「会員規約」といいます。)に基づく会員(以下「会員」といいます。)で、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、もしくは地方道路公社または都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路事業者のうち、当社がETC決済契約を締結した事業者(以下これらを総称して「道路事業者」といいます。)が別途定めるETCシステム利用規程を承諾のうえ、本規定に定めるETCカード(以下「本カード」といいます。)の発行を申込み、当社がこれを認めた方に、本カードを発行します。
- (2) 本カードはETCシステムを利用するための専用カードです。なお、道路事業者所定の料金所においては、本カードの提示により道路事業者所定の料金支払いを申し出ることができます。
- (3) 会員がカードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。また、ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETCシステム利用規程に定めるところによるものとします。

#### 第2条(本カードの取扱い)

- (1) 当社は、前条により当社が認めた会員に、会員規約に基づき発行し貸与しているクレジットカード(以下「ポケットカード」といいます。)とは別に、本カードを貸与します。
- (2) 本カードの所有権は当社に有り、会員はポケットカードと同様に使用し管理しなければなりません。

#### 第3条(本カードの有効期限)

- (1) 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし本カード上に表示した月の末日までとします。
- (2) 当社は、本カードの有効期限までにポケットカードの退会または本規定の解約の申出のない会員で、かつ当社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たな本カードを貸与します。

#### 第4条(年会費)

本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。

#### 第5条(利用代金の支払いおよび利用可能枠)

- (1) 会員は、本カードを利用した場合、ETCシステム利用規程に基づいてETCシステムに記録された料金を、ポケットカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、お支払いは1回払いのみとします。
- (2) 前項の料金は道路事業者の請求データに基づくものとし、会員は当社に対して当該請求データの金額を支払うものとします。道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で解決するものとします。
- (3) 本カードの利用可能枠は、ポケットカードの利用残高と合算して、当社が別途定めたカード利用可能枠の範囲内とします。

#### 第6条(解約)

- (1) 会員は、当社所定の方法により本カードを解約することができます。
- (2) 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードを解約することができるものとします。
  - ① 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
  - ② 会員が本規定および会員規約に違反したり、本カードの使用状況が適当でないとき当社が判断した場合。

- ③ 当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
- (3) 会員はいずれの場合においても当社所定の方法により本カードの解約手続きを行うとともに、本カードを直ちに返却するものとします。

#### 第7条(紛失・盗難等)

- (1) 本カードが紛失または盗難、詐欺もしくは横領(以下「紛失・盗難」といいます。)にあった場合、会員は遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出るとともに当社に対して当社所定の届け出をするものとします。
- (2) 会員は、本カードの紛失・盗難により他人に不正に使用された場合、その利用代金等の支払いの責を負います。
- (3) ただし、当社は会員が本カードの紛失・盗難により他人に不正使用された場合において(1)に定める手続きをとった場合は、下記に該当する場合を除き、この不正使用により受ける損害を補填するものとします。ただし、本カードを車内に放置していた場合は、紛失・盗難について重大な過失があったとみなします。
  - ① 紛失・盗難が会員の故意または重大な過失に起因する場合。
  - ② 会員の家族、同居人、留守居役あるいは代理人による不正使用に起因する場合。
  - ③ 第2条に違反して他人にカードを使用された場合。
  - ④ 会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合。
  - ⑤ 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する場合。
  - ⑥ この損害が(1)に基づく紛失・盗難の届け出を当社が受理した日より61日以前に生じた損害である場合。
  - ⑦ 紛失・盗難の届け出が虚偽であった場合。
  - ⑧ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったり、または当社の行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合。

#### 第8条(再発行)

本カードの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が希望し、当社が審査のうえ認めた場合は、本カードを再発行します。なお、この場合、会員は本カード所定の再発行手数料を支払うものとします。ただし、本カード側にETCシステムの利用ができない明らかな原因があると認められた場合は、この限りではありません。

#### 第9条(費用等の負担)

- (1) 会員は、本カードの発行の都度、本カードを発行する手数料として、所定の費用を支払うものとします。
- (2) 前項は、前条により本カードを再発行する際にも適用されます。

#### 第10条(個人情報の取扱いに関する同意事項)

会員は、以下に定める会員の情報を以下に定める目的で当社が道路事業者に対して、通知、提供する場合があることに同意するものとします。

- ① 道路事業者が料金を徴収するために、当社が道路事業者に対し、会員等の氏名、住所、電話番号その他会員が当社に届け出た連絡先に関する情報を提供すること。
- ② 会員が、「ハイカ・前払」残高管理サービスおよびETCマイレージサービスのユーザー登録(本項において変更登録を含みます。)に際して本カードの会員番号を誤って登録した場合に、道路事業者が会員のユーザー登録を有効に完了するため、当社が会員に代わって道路事業者に対し、会員の氏名および会員番号にかかる情報を通知すること。

#### 第11条(免責)

当社は、本カードの利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 第12条(規定の改定)

当社が、本規定を改定した場合、当社がその内容を通知または公表した後に会員が本カードを利用したことによって変更事項を承諾したものとみなします。

#### 第13条(その他事項)

本規定に定めのない事項についてはすべて会員規約を準用するものとします。

#### 第14条(ビジネスカードに付随して発行される場合の特則)

当社が発行するビジネスカードに付随して発行されるETCカードの場合、以下の事項を適用するものとします。なお、当社が発行するビジネスカードの詳細については、当社ホームページ(<http://www.pocketcard.co.jp>)にて公表いたします。

- ① 本規定第1条ないし第12条の「会員」は、本カードの申込みを行った会員(以下「本人会員」といいます。)と読替えるものとします。
- ② 本人会員が利用権限を付与する者として選定し、本人会員が利用代金のお支払い、その他規約に基づくすべての責任を引き受けることを承認した従業員で、当社が利用を認めた会員を「カード使用者」(以下「使用者」といいます。)とします。また、本人会員および使用者を総称して「会員等」といいます。
- ③ 使用者は、規約に基づき、当社が使用者用に発行したクレジットカード(以下「使用者カード」といいます。また、以下の条項における「本カード」には使用者カードを含むものとします。)および会員番号等のカード上の情報を利用することができます。
- ④ 使用者が本カードを利用する場合、会員規約および本規定が適用されます。
- ⑤ 使用者は本カード表面に印字された使用者以外使用できません。また、使用者は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- ⑥ 本カードが紛失・盗難にあった場合、本人会員は遅滞なくその旨を所轄警察署に届け出るとともに当社に対して当社所定の届け出をするものとします。
- ⑦ 当社は、使用者が本カードの紛失・盗難により他人に不正使用された場合において、本人会員が前号に定める手続きをとった場合は、下記に該当する場合を除き、この不正使用により受ける損害を補填するものとします。ただし、本カードを車内に放置していた場合は、紛失・盗難について重大な過失があったものとみなします。
  - (a) 紛失・盗難が使用者の故意または重大な過失に起因する場合。
  - (b) 使用者の家族、同居人、留守居役あるいは代理人による不正使用に起因する場合。
  - (c) ⑤に違反して他人にカードを使用された場合。
  - (d) 会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合。
  - (e) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する場合。
  - (f) この損害が⑥に基づく紛失・盗難の届け出を当社が受理した日より61日以前に生じた損害である場合。
  - (g) 紛失・盗難の届け出が虚偽であった場合。